

呉市農業委員会の委員候補者の評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市農業委員会の委員の選任等に関する要綱（平成29年1月16日実施。以下「選任要綱」という。）第9条第6号の規定に基づき、呉市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選考に当たり、農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(評価基準の設定)

第2条 評価委員会は、農業委員の候補者の評価基準を設定する。

2 評価基準は、農業者の評価（別表第1-1）、中立委員の評価（別表第1-2）、同順位者がいる場合の二次評価（別表第1-3）、面接による評価（別表2）を決定する。

(評価)

第3条 評価委員会による評価は、前条で定めた評価基準に基づき採点を行い、全応募者の順位を確定する。

(面接による評価)

第4条 評価委員会は、前条に基づき採点した合計点数の順位が同じ者が2者以上いることで、上位19人の順位を確定できない場合は、当該応募者に面接を実施し、順位を確定するものとする。

(評価結果報告書の作成)

第5条 評価委員会は、第3条及び前条の評価を行った後に、各応募者の点数、順位を記載した評価結果報告書を作成し、市長に報告するものとする。

付 則

この要領は、平成29年4月13日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年11月29日から実施する。